

分担研究報告書

現行制度における虞犯・触法等の障害者の地域生活支援の現状
と課題に関する研究

分担研究者 小野 隆一（宮城県社会福祉協議会 地域福祉部長）

研究要旨：

本研究は、罪を犯した知的障害者が、出所後において再犯に至ることなく地域生活の中で住民として当たり前の幸せな生活が送れるよう、矯正・更生保護制度と福祉制度が連携した支援が必要と考えた。社会福祉施設では、これまでも罪を犯し、受刑したり、反社会的行為を行った知的障害者を受け入れ、地域生活移行を試みてきた。本年度は、矯正・更生保護制度と福祉制度の連携を図るためには、まずはこれまでの福祉サイドの取り組みの現状と課題について検証することで、今後の施設での訓練・支援を行う体制整備を考察した。一方で矯正・更生保護事業内容を調査し、連携するための必要事項の検討を行った。

調査結果としては東北地区4県6施設で23人分の記録表を得て、統計的分析を試みたが、対象者個々の抱える課題は一人ひとり異なり、表面化した課題のうち特徴的事実を列挙した方が全体像を把握できるものと判断した。

知的障害者の犯罪に関わる要因については、育てられてきた生活環境が大きく影響していることがわかる。知的障害・発達障害特有の行為に対する理解を、行政・教育分野において、どう理解を深めていくかが必要である。そのためには児童から成人まで一貫した療育相談事業の充実化が求められているのがわかる。

矯正・更生保護と福祉サイドの連携は、あくまで、塙の中における社会復帰に向けた環境調整が始められた段階からすすめられることが重要であり、ポイントは、釈放されるまでの間に、矯正施設内での処遇・教育内容をふまえて、地域生活を送るまでのケアマネジメントが作られ、福祉サービスが釈放と同時に受けられるようになることにある。ただし、福祉施設はあくまで刑務所と地域との中間的又はシェルターの役割を果たすことにあって、社会防衛的な本人保護施設ではないことの共通認識が大切であることがわかった。また、ケアマネジメントを作成するシステムとしてモデル的ではあるが、矯正・更生保護・福祉関係者による支援合同会議の編成の必要性を確信した。

福祉施設における地域生活移行のための支援は、本人の利用する意思が前提のもと基本的には就労することを目的に、短期集中型での支援プログラムを作成する必要がある。支援プログラムとしては、モデル型としてプログラムを作成するに至ったが、あくまで、本人の能力や環境に合わせて柔軟に作成することが望ましい。

施設での生活・地域での生活に当たっては、本人への福祉サービスを行う市町村及び市町村から受託した相談支援事業所がケアプランに基づき福祉サービスが順調に進められているか本人から信頼される・頼られる存在として支えていくことの重要性を再認識した。

協力研究者

石川 恒 知的障害者更生施設「かりいほ」施設長
古川 慎治 独立行政法人のぞみの園 地域支援係長
井口 経明 宮城県岩沼市 市長
高橋 厚子 宮城県社会福祉協議会 企画課長
高橋 勝彦 宮城県船形コロニー 総合施設長
中川 昌 同 なでくらセンター長

A．研究目的

本研究は、罪を犯した知的障害者が出所後において再犯を犯すことなく地域生活の中で住民として当たり前の幸せな生活が送れるよう矯正・更生保護制度と福祉サイドが、罪を犯した知的障害者に対してどんな支援システムを構築すべきかに関する基礎的考察を行うものである。

平成18年度の研究は、これまでの福祉サイドの取り組みの現状と課題について実践検証し、今後の施設での訓練・支援を行う体制整備を考察した。一方で矯正・更生保護事業内容を調査し、連携するための必要事項の検討を行うことを目的とした。

B．研究方法

[研究1．社会福祉施設における罪を犯した知的障害者への支援内容に関する研究]

1) 東北地区4県6施設に対して、現在・過去において罪を犯した知的障害者への支援内容について、研究会の策定した実態調査票に基づき各施設職員に約1ヶ月間かけての記入を依頼した。

2) 実態調査票より下記のチェック項目に基づき研究者により検討・考察した。

反社会的行為に至った背景と要因の共通性、 矯正・更生保護事業と福祉事業の関係、 施設内トレーニングの内容と指導体制、 施設内トレーニングから地域移行までのプログラム、 施設退所後の生活状況、 地域生活における支援体制、 契約になじまない障害者への措置制度の課題、 福祉施設としての受け入れ体制の準備(ア)施設における支援プログラムの策定(イ)施設利用に関する契約項目

(倫理面への配慮)

調査対象者の個人情報保護の必要から調査後の資料から本人を特定できることのできないよう記載内容に留意した。

[研究2．東北地区における矯正・更生保護事業施設での知的障害者への支援内容に関する研究]

1) 保護観察所・更生保護委員会・刑務所・少年院・医療少年院を訪問して知的障害者への社会復帰に向けての処遇状況調査

2) 保護観察所・更生保護委員会・刑務所・少年院・医療少年院職員と研修を通して、福祉サービス内容について共有することで連携することの有効性を確認する。

C．研究結果

[研究1．社会福祉施設における罪を犯した知的障害者への支援内容に関する研究]

1) 実態調査は4県6施設で実施した。過去・現在の支援した実績のうち、対象者本人の詳細かつ具体的内容の調査が可能な者23人について記録をまとめた。統計的まとめを試みたが、本人の抱える問題・課題は一人ひとり異なるため表面化した課題を列挙することの方が、全体像が把握しやすいと判断された。

2) 実態調査内容から研究員が検討した結果の内、特徴事実を列挙する。

反社会的行為に至った背景と要因の共通性については、本人を取り巻く環境悪化がみられ、地域・家族から犯罪者ということで出所後の受け入れ拒否されたり家族が崩壊している例が多く、外部からの支援が受けられなかったり、学校・児童相談所・家族・コミュニティーに本人固有の障害が理解されておらず、理解されないジレンマからの逃げ道として暴力等非行行為に繋がってしまうなどの状況が多かった。また、知的障害というよりは発達障害からの成長段階上でのさまざまな行為は、周りから理解されず十分な行政・教育・福祉サービスが受け入れられず、本人が言葉の意味・行動の善悪を理解しないままの行動から、犯罪に繋がっている場合が見られる。また、家族がなく、放浪・徘徊の中で軽犯罪を繰り返し、保護的要素で施設入所するが、高齢になっており、より若い年代に支援の機会があれば更生が有効に働いたと考えられる場合もあった。

矯正・更生保護事業と福祉事業の関係については、刑務所内の様子について、一切情報が無いことが多い他、家族・地域が犯罪者として受け入れを拒否しており、本人に関する情報が得にくい。刑務所から一旦地域での生活が始まり、地域生活が壊れた後の施設利用で地元に戻れない環境になってしまっていることも多く、施設利用が地域との隔離的役割を担わされている。

刑務所内で知的障害者と判定されても、福祉サイドの判定と異なるため改めて、福祉サイドの判定の機会が得られないと、釈放時に福祉サービスが受けられない状況にある。さらには、福祉サイドは療育手帳を持たない場合、地元出身の障害者が刑務所内にいることさえ知らない場合もある。判定を受けるためには、保護司の働きかけによる家族の手続きが必要であるが、刑務所側でそうした福祉サービスの内容が理解されて

いない場合はかなり難しい。

少年院の場合は、仮釈放時期が想定されるため、計画的に取り組みやすい状況にある。特に医療少年院の場合は、積極的に取り組み、受刑中に療育手帳の取得や再犯防止のため、施設入所を目的としての体験利用、施設職員の面接なども実施している場合もみられる。ただし、この場合でも施設利用が目的であり、その後の地域生活移行までのケアマネジメントは行われていない。

施設内トレーニングの内容と指導体制については、入所に当たって目的が本人に理解されていなかったり、同意が得られていないという措置制度の状況が続いている。平成14年度以前に入所した利用者については、地域生活移行を目標とした支援計画が長い期間作られていなかったこともあり、地域生活移行の取り組みが始まったときには、既に高齢になり合併症をかかえていた状況もみられた。犯罪に対する本人の意識が低い場合、医療的サービスの範囲外として退院後の利用など本人が利用を希望しているかの有無にかかわらず、家族意思・社会防衛により施設が利用されていることが多い。高齢障害者の地域での生活については、介護保険制度施策を含めたサービス提供を計画することが必要となっている。

施設内トレーニングから地域移行までのプログラムについては、入所受け入れについて短期利用が中心であり、支援計画というよりは短期間の見守り計画となっていた。また、刑務所内の厳しい集団生活から自由な地域生活の中間的生活訓練や就労に向けての体験訓練（就労意欲・挨拶・体力等）が必要な状況であった。

施設退所後の生活状況については、定期的な施設利用で本人や家族にとっても気分転換となって有効な結果が得られている。

地域生活における支援体制については施設から移行した障害者に対して、支援センター・バックアップ施設との本人理解のための十分な連携（理解するだけでなく、本人の課題とされている能力に対して、いつ、誰がどのように接するか）が有効になっている。

契約になじまない障害者への措置制度の課題としては、施設内の生活では何ら問題なく過ごすことができるが、地域生活にもどると、犯罪性を理解できず、アルコール依存症・薬物中毒・性的非行の再犯を繰り返している。一方、契約制度の場合、保護観察期間のみの施設利用で、療育手帳・障害基礎年金の手続きを行う中で、自ら契約を解除して退所するという、今後の再犯性を抱えながらも自ら退所する制度の限界が感じられる。

福祉施設としての受け入れ体制の準備

(ア)施設における支援プログラムの策定

(イ)施設利用に関する契約項目

このことについては研究者と協議した結果を別紙資料として添付した。

また、各調査対象者の個々の検証結果については、協力研究者の研究報告書として報告する。

「研究2．東北地区における矯正・更生保護事業施設での知的障害者への支援内容に関する研究」

1) 仙台保護観察所・東北更生保護委員会・宮城刑務所・青葉女子学園（女子少年院）・神奈川医療少年院・更生保護施設「宮城東華会」を訪問して知的障害者への社会復帰に向けての処遇状況調査を行った。

研究会として、矯正・更生保護事業内容を福祉現場職員に伝達することで、連携の有効性についての啓蒙活動につなげている。

連携項目についても見い出された。

連携の時期 受刑中に福祉サービスを受けるための手続き 福祉サイド支援メニュー 施設内の支援メニュー ケアマネジメントするための福祉行政の位置づけ

2) 保護観察所・更生保護委員会・刑務所・少年院・医療少年院職員と研修会を2回実施して、福祉サービス内容について説明を行った。障害者自立支援法の制定で大きく福祉制度が変更され、地域生活支援の新しい制度を説明することで矯正・更生保護機関の現場担当職員と連携することの有効性を共有できたと思われる。

D. 考察

[研究1．社会福祉施設における罪を犯した知的障害者への支援内容に関する研究]

1) 反社会的行為に至った背景と要因の共通性としては、知的障害者・発達障害者が罪を犯しやすいということではなく、いかに本人の取り巻く環境がそうした結果に繋がって行ったかを調査結果が物語っている。それは決して経済的要因だけではなく、学校・児童相談所・家族・コミュニティーが本人固有の障害を理解されていない。特に最初の窓口である役場・教育・社協に専門的な知識がなく、十分な対応ができない。本人は言葉の意味・行動の善悪を理解しないままの行動から、犯罪につながっている。

児童期における家族の責任だけでなく、障害児教育・療育相談の重要性と地域で障害児を育てる、支える仕組み作りの重要性が強く感じられる。それらは障害者の犯罪防止の根本と考えられる。

2) 矯正・更生保護事業と福祉事業の関係については、これまでの施設利用がセーフティーネットとしての位置づけとなっており、犯罪など問題が発生すると施設利用となり、施設が地域との隔離的役割を担われている。施設は万能的な位置づけになっており、入所期間が長期化しやすいため、施設自体に有目的・有期限の利用の概念が必要である。

受刑後に施設が受け入れても、刑務所内の状況の情報が得られていないことが多く、少年院等での社会適応訓練が活かされていない。市町村の福祉担当者も情報を得ていなかったり、個人情報保護を理由に施設に情報が伝わるのが少ない。地域生活を送るための本人の貴重な情報・体験が活かされていない。

矯正・更生保護制度と福祉サイドでは知的障害の認定自体に相違があり、刑務所等内で知的障害者と判定されても福祉サイドに知的障害者が受刑しているという認識がないと支援体制がとれず、福祉サービスを利用できない。そして釈放後に初めて認識されるが、福祉サイドにおける知的障害者としての手続きが未実施の場合、釈放直後の利用ができなくなる。お互いの取り組みが効果的に進められるためにも、刑務所（矯正施設）内での福祉サイドとの連携が不可欠である。

モデル的に支援を行うためには、少年院の仮退院は利用時期が明確であり、計画的な矯正・更生保護サイドとの連携による福祉サイドのサービスが利用可能と考えられる。

3) 施設内トレーニングの内容と指導体制については、措置制度時期の入所では本人の利用意思及び利用目的の確認が不十分であり、地域移行というよりは入所そのものが本人の意思にかかわらず目的になっていることがわかる。平成15年度の契約制度導入後より、地域生活移行の取り組みが始まったときには、既に高齢になり合併症をかかえている例も多く、取り組みの遅れを痛感させられる。一方、高齢者の場合に施設生活後の次のステージにどのようにつないでいくかが課題として見えてきている。高齢障害者の地域での生活については、介護保険制度施策を含めたサービス提供を計画することが必要となっている。

4) 施設内トレーニングから地域移行までのプログラムについては、セーフティーネットとしての入所が多かったために、短期利用が中心であり、支援計画というよりは短期間の見守り計画となっていたのが現実である。ただ短期利用が長期利用にならないよう、出身市町村を巻き込んだケアマネジメント会議により利用内容を設定することが有効となるだろう。

支援プログラムとしては、「刑務所と地域との中間的生活での適応訓練」と「ふつうの生活・善悪の判断」・「就労に向けての体験訓練（就労意欲・挨拶・体力等）」が地域生活移行には必要と考えられる。

5) 施設退所後の生活状況については、施設の長期的入所よりは地域生活を行いながらの短期利用の有効性が確認できた。定期的な利用で本人や家族にとっても気分転換が図られる等効果が見られている。

一方、自宅に戻れない方はグループホーム利用が起点となっている。

6) 地域生活における支援体制については、施設退所後のアフターフォローが不十分な現状が見られる。生活・就労の場の確保と同時に地域生活支援センターによる継続的な支援と、本人理解のための十分な地域との連携が必要である。

また、シェルター（緊急避難）としての施設の存在も重要であり、本人を理解し本人も信頼し相談できる人の存在が本人の精神的支えとして不可欠である。

7) 契約になじまない障害者へのモデル的措置制度の課題については、契約制度の中では本人の利用意思の確認が大前提であり、利用期間や生活・就労訓練内容、そして利用を中断する場合は事前に本人から申し出ることの確認が必要である。施設利用がこれまで本人よりは地域や家族の意向に基づくことが多く、本人の意思に反した施設利用だけは無くしていかなければならない。

一方、本人の判断能力が乏しい場合は、反社会的行為の再犯を防止するために一定期間生活保障を行い、社会的自立を目指した生活・就労訓練が必要である。特に犯した罪や地域社会における基本的ルールが理解されていない場合には、現行制度においては措置的利用は極めて困難である。仮釈放の保護観察期間を有効に活用するか、本人との間での有目的・有期間の強い契約意識を持つことが必要である。現状では、施設内の生活は何ら問題なく過ごすことができるが、地域生活にもどると、犯罪性を理解できず、アルコール依存症・薬物中毒・性的非行の再犯を繰り返す傾向にある。施設での生活がいかに普通の暮らしと異なるかが明確になった。

「研究2．東北地区における矯正・更生保護事業施設での知的障害者への支援内容に関する研究」

矯正・更生保護事業と福祉サービスの連携の必要性・有効性について共有できたことにより、今後具体的に知的障害者の仮釈放の環境調整が矯正施設で始められたときに、モデル的に各関係機関が集まり合同支援会議を開催し、地域生活移行までのケアマネジメントを行い、受け入れ準備、そして実際に支援の取り組みを行うことが必要となっている。

E. 結論

1) 知的障害者の犯罪に関わる要因については、育てられてきた生活環境が大きく影響している。本人にその責任を問う前に知的障害・発達障害の特有の行為に対する理解を行政・教育分野においてどう理解を深めていくかが重要である。児童から成人まで一貫した相談事業についての充実化がここでも求められているのがわかる。

2) 矯正・更生保護と福祉サイドの連携は、あくまで、塀の中における社会復帰に向けた環境調整が始まった段階から開始することが重要であり、ポイントは、釈放されるまでの間に、矯正施設内での処遇・教育内容をふまえて、地域生活を送るまでのケアマネジメントが作られ、福祉サービスが釈放と同時に受けられるようにすることが必要であるとわかる。ただし福祉施設はあくまで刑務所と地域との中間的又はシェルターの役割を果たすことであって、社会防衛的な本人保護施設ではないことの共通認識が大切であることがわかった。

ケアマネジメントを作成するシステムとしてモデル的ではあるが、矯正・更生保護・福祉関係者による合同支援会議（資料 ）の編成が必要となる。ここでは矯正施設・保護観察所が中心的な役割を担うことになる。

3) 施設における地域生活移行のための支援は、本人の利用する意思が前提のもと基本的には就労することを目的に、短期集中型での支援プログラムを作成する必要がある。支援プログラムとしては、モデル型としてプログラム（資料 ）を作成するに至ったが、あくまで、本人の能力や環境に合わせて柔軟に作成することが望ましい。

なお、更生保護施設において夜間での生活訓練を行い、日中は知的障害者として障害者就労支援により、作業訓練・職場実習から就労に結びつけることが制度的には可能であり、具体化できないか検討が必要である。

4) 施設での生活・地域での生活に当たっては、本人への福祉サービスを行う市町村及び市町村から受託した相談支援事業所が、ケアプランに基づき福祉サービスが順調に進められているか本人から信頼される・頼られる存在として支えていくことの重要性を再認識した。むろん個々でも各社会資源が集まったの支援である。

（資料 ）

平成19年度は具体的にモデル的に事業を進めその有効性を検証するものとする。

F. 研究発表

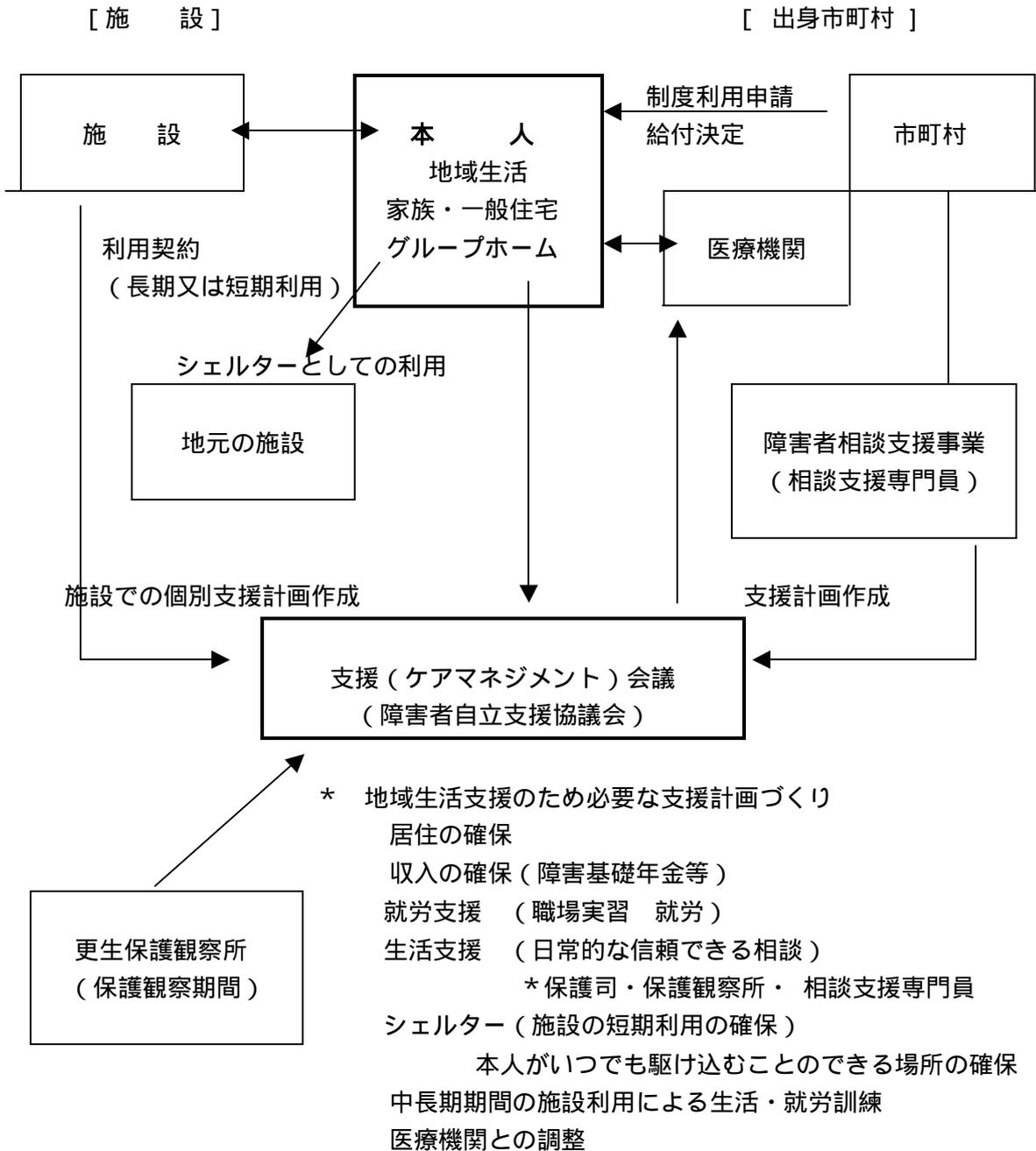
小野隆一・清水義徳・酒井龍彦 「第6回福祉セミナー inみやぎ」（2007.1.11仙台）

「制度の狭間の人たちはどう保障されるのか（罪を犯し罪を犯す虞のある障害者を支えるしくみ）」

(資料) 施設における生活・就労支援プログラム(個人により異なる)

	生活支援(訓練)	就労支援(訓練)
第1期 (導入期)	個室又は職員宿舎利用 ・本人の基本的な生活習慣の確認 ・体力・健康状態確認 ・本人の希望	本人の作業能力・特性確認 ・施設の実施する各種作業の体験 ・本人の職種への希望の確認
第2期 (基本訓練期)	集団生活への適応 ・集団生活における規律 ・挨拶・礼儀 ・健康管理 ・衛生管理等の習得	本人の作業能力の助長 ・施設の実施する作業の中から特定の作業に従事することでの労働意欲の習得 ・ハローワークでの求職登録 ・障害者職業センターの職業評価
第3期 (応用訓練期)	地域生活移行に向けての特定支援 ・施設外での公共機関の利用 ・外出訓練 ・社会人としての自覚 ・自立訓練棟での居住訓練 (必要に応じて)	就労訓練 ・就労実習訓練(ジョブコーチ) ・通勤訓練(実習先は施設内外) ・ハローワークとの連携

(資料) 地域生活を支える支援会議 (想定)



社会福祉施設における罪を犯した知的障害者の支援内容に関する事例研究

協力研究者 大竹 伸之（宮城県船形コロニー かまくら園 副園長）

事例1 医療少年院退院後の地域での受け入れがなく施設が受け入れた事例

(1) 対象者の概要

25歳になる男性で、IQ38+の知的障害者である。

3歳の時に両親が離婚し、父親が引き取り、主に祖父母に養育されていたが知的に遅れがあったため、障害児教育対象となる。

小学校実務学級入学後、プラダーウィリー症候群と診断される。この時期頃より近隣の家に入り盗み食い、車の悪戯がある。養護学校中学部に入ってから悪戯が激しくなり知的障害児施設入所となる。施設入所後も施設を飛び出し、車を盗み、物損事故を繰り返し少年鑑別所に送致となる。少年鑑別所退所後に知的障害児施設を強制退所になり、家庭引き取りとなるが、引き取り後間もなく車を盗み、物損事故を起こし再度少年鑑別所に送致となる。その後医療少年院送致となる。

約2年の入院期間経過後、医療少年院退院が決まるものの家庭では対応困難であり、地域では帰ってきては困るということで、退院後の行き先がなく担当福祉事務所より緊急保護として障害者支援施設（知的障害者更生施設）への受け入れ依頼があり、処遇方針が決まるまで短期入所対応となる。

入所にあたり本人の支援体制は、医療少年院送致に至った行動と医療少年院での処遇が個別対応であったためマンツーマン体制で支援にあたるが、他利用者、支援者に対する暴言、暴力、異食、自傷行為や支援者の隙を見ては施設を飛び出し民家に侵入することや車の悪戯があり、一時たりとも目の離せない状況であった。

専任対応スタッフの配置により反社会的行為が軽減され、マンツーマン体制での地域移行を検討している。

(2) 考察

反社会的行為に至った背景と要因の共通性

反社会的行為に至った背景については、本人の知的障害とプラダーウィリー症候群の病気からくるハンディと一番愛情が必要な時期の両親の離婚をというハンディを負った生い立ち、これらのハンディから起こる幼児期、学童期の様々な反社会的行為に対する適切な処遇が節目、節目に適切になされなかったことが大きな要因と考えられ、本人を取り巻く、家族・学校・コミュニティに本人の障害特性や行動特性が理解されず、善悪を理解しないままの行動から犯罪につながったものと考えられる。

本人は罪を犯しているという認識はなく、むしろコミュニティ全体が本人を排除する傾向が強かったようである。

本人を取り巻く教育機関、福祉行政関係機関等の未調整であったことも要因としてあげられ、乳幼児期からの障害者支援の重要性、特に相談支援体制の強化と療育・教育支援の整備、強化が必要と考える。

矯正・更生保護事業と福祉事業の関係

障害者支援施設（知的障害者更生施設）入所に至った理由については、医療少年院退院後の受け入れ先がなく、担当福祉事務所より本人の処遇方針が決定されるまで短期入所に対応したものであるが、本人の処遇方針が決定し引き続き施設利用という結果になり、現在は利用契約をして入所利用中である。

家族での対応困難と地域での受け入れ拒否が大きな理由であるが、社会福祉施設はセーフティネットの機能を有しており、過去にも同様に矯正機関を経由しての入所の実績がある。社会福祉施設のセーフティネット機能そのものについては、社会福祉施設の機能の一つとして考えるが、矯正施設から入所する場合、本事例についても医療少年院での処遇方針・生活状況の情報が少ない中で本人の支援体制を組まなければならない現状があった。

本事例についても医療少年院入院時からの本人の処遇方針、社会適応訓練、詳細な生活情報が退院前に社会福祉施設サイドに情報提供があり、社会福祉施設での本人の支援プログラムをもとに、福祉サイド、更生保護サイドとの連携で支援会議が設置されていれば、2年という長期の短期入所期間ではなく、もっと早い時期に本人の基本的な支援体制が確立されたものとする。このことが、社会福祉施設サイドがこれまで対応してきた入所の長期化や知的障害者としてだけの支援体制が見直され、新たなセーフティネット機能が確立できるものとする。

施設内トレーニングの内容と指導体制

本事例の施設利用については、家族の意思、社会防衛的な社会福祉施設の利用であり、本人の意思確認については、家に帰れないのでしかたないので施設に居るというものである。このことから見て本人が入所の目的が理解できずにおり、医療少年院においてもなぜ医療少年院に入らなければならなかったか理解できず、数々の反社会的行為を行っていたと同じように施設においても繰り返し起こし支援者を悩ます種となっていた。

施設での支援プログラムを立てる上でも医療少年院での詳しい生活状況、社会適応訓練の情報等が不可欠であるとする。

本事例の支援内容については、プラダーウィリー症候群という症状で肥満、糖尿病と診断されており、そのため医療機関との連携のもと食事療法と適度な運動による生活を定着させ健康管理に努めること、日常生活の基本的動作の習得、情緒の安定のため問題行動の軽減や本人の興味のある作業を通じて節度ある生活ができるよう支援すること、定期的な帰宅により情緒の安定を図り、最終的に地域生活が行えることを目標として支援している。

これらの支援については、現在、個別支援計画に基づいて本人、家族の同意は得ているものの、入所当時は明確な支援計画が作成されず、本人がどこでどのような生活をしたいのかという意思確認がなかったことが短期入所期間を長くし、結果的に本人の処遇は施設入所という選択しかなかったように思われる。

現在は、専任スタッフによる支援体制を取り、マンツーマン体制にて支援しているためか入所当時より反社会的行為は軽減されており、生活の一部は集団の中に入れていっている。このような生活ができるまでには6年の時間を要してしまい、やはり医療少年院での処遇方針、詳細な生活情報等の提供があればより実効性のある支援が展開されたものとする。

この事例の場合は、社会福祉施設サイドが本人に育てられたという感があるが、罪を犯した障害者の地域生活するための社会福祉施設サイドの支援は矯正施設、更生保護サイド、福祉サイドの連携強化が必要である。

施設内トレーニングから地域移行までのプログラム

入所当時は、医療少年院送致に至った行動と医療少年院で個別対応であったためマンツーマン体制で

支援にあたるが、他利用者、支援者に対する暴言、暴力、異食、自傷行為や支援者の隙を見ては施設を飛び出し家宅侵入、車の悪戯があり、一時たりとも目の離せない状況であった。

現在は日中、夜間の支援体制を専任スタッフとしているため、暴言、暴力等些細なものはあるが、自傷、無断外出による車の悪戯等の生命にかかわることや重大な事故につながるものはなくなってきていることから、マンツーマン体制での施設内ユニットから、地域移行のための次の訓練プログラムに移ることが可能な段階にある。具体的な地域生活移行に向けた計画は次のとおりである。

特に、地域生活移行のための事前訓練である所内自立訓練については徹底して行う必要がある。

- ア 施設内自立訓練 施設内ユニットから職員宿舎を利用したよ
自立した生活
- イ ケアホームでの施設外生活体験
障害者自立支援法において対応可能かの判断
- ウ ケアホームでの生活
地域生活支援センター、バックアップ施設の支援体制の確立

地域生活の支援体制については、地域生活支援センターの継続的な支援と本人を理解する人、本人が信頼し相談できる人の存在が必要になってくる。

障害者自立支援法での認定尺度の課題

罪を犯した知的障害者の障害認定区分は、認定調査項目からもわかるように身体介護面にウェイトがおかれる傾向があり、大半は非該当あるいは区分1、区分2に該当する。本事例については、施設による独自判定では区分3に該当するものと思われる。

これは、障害認定程度区分の尺度の問題であると思われるが、知的障害、精神障害の場合二次判定の医師の意見書の中に、精神症状・能力障害の二軸評価での判定で上位に認定区分が上がる場合もあるようであるが、どうしても罪を犯した知的障害者の支援は支援すべき行動の強度、支援の困難さに対しての考慮に欠けていることと、支援する側の心理的、身体的エネルギーに対しては全く考慮していないことが大きな課題である。

罪を犯した知的障害者が矯正施設で何年かの教育を経て退院、あるいは出所した後の生活支援は、罪を犯した背景の考慮と再犯に至らずに地域において生活しなければならないことが求められるため、まさに支援すべき行動の強度、支援の困難さと支援する側の心理的、身体的エネルギーの著しく必要になっている現実がある。罪を犯した知的障害者の障害認定区分は、支援すべき行動の強度、支援の困難さと支援する側の心理的、身体的エネルギーに対しての考慮した追加加算あるいは助成制度の創設が必要と考える。このことは、今研究会の重要な検討課題であるため早急に議論をしなければならないことである。

また、障害者自立支援法における契約になじまないものとした場合には、措置ということも考えられるが社会福祉施設を利用しての生活、就労訓練となるので本人の意思確認は必要になり、本人の意思に反した施設利用はしないことが前提となろう。本人の意思が乏しい場合は再犯防止のための一定期間の生活、就労訓練のための生活保障は必要になるが、基本的には現行での措置的利用は難しいように思われ、新たな措置的利用の解釈が必要となろう。

(3) 結 論

これまで社会福祉施設は、罪を犯したり反社会的行為を行った知的障害者を受け入れてきたが、福祉制度と矯正、更生保護制度の連携がなく社会福祉施設のなかでは、ひとりの知的障害者としての支援になっていたため、本人に内在する犯罪に至った背景やそれを取り除く支援は考慮されることは少なかった。本人

の気持ちとしては施設生活を一時的に我慢すればよいことであり、犯罪に至った背景やそれを取り除く支援が考慮されなかったため、施設を出て社会に出た途端に同じように罪を犯してしまい、再び矯正施設に入ってしまうという悪循環が見られた。

罪を犯した知的障害者の社会復帰を考える場合は、矯正施設における社会復帰に向けた環境調整の時から矯正サイド、更生保護サイドとの連携が必要であり、矯正施設内での教育内容をふまえて地域で生活するためのマネジメントがなされ、福祉サービスが釈放と同時に受けられるシステムを早急に作られなければならない。

社会福祉施設サイドは、矯正施設と地域との中間的な役割であり地域生活を支援する福祉サイドに繋げていく役割であると認識している。

障害者自立支援法での障害認定区分については、罪を犯した知的障害者が矯正施設で何年かの教育を経て退院、あるいは出所した後の生活支援は、再犯に至らずに普通に生活するという、まさに支援すべき行動の強度、支援の困難さと支援する側の心理的、身体的エネルギーが著しく必要になっている。支援する側の心理的、身体的エネルギーに対する考慮した何らかの加算あるいは助成制度の創設が必要と考える。

協力研究報告書

社会福祉施設における罪を犯した知的障害者の支援内容に関する事例研究

協力研究者 高橋 勝彦
(宮城県社会福祉協議会 船形コロニー総合施設長)

事例2 法務・福祉・医療関係者の合同の支援会議が有効に機能した事例

(1) 対象者の概要

22歳になる女性で、IQは53の軽度知的障害。

療育手帳(B)を所持している。健康的にはてんかん波があり精神薬服用している。

母親は3歳時、病死しており、父親は不明。他に17歳離れた異父姉がいる。母親は勤労意欲に欠け男性関係も多く本人の養育は異父姉がおこなう。母親が病弱となった時点で養護施設へ入所となり、17歳まで養護施設で生活を送る。

小学校は普通学級、中学校は実務学級を卒業し、その後養護学校高等部に進む。小学校4年頃から「万引き」や「喫煙」などの行動や暴力的な言動が見られ、小学校6年時から定期的に児童相談所に通い指導を受けはじめる。

11歳時に軽度の精神発達遅滞という診断を受け、中学校は不登校気味で、男子生徒に対してのいたづらが激しくなり精神科を受診している。

養護施設での生活は年少児への暴力行為、年長児への性的いたづら、無断外出、夜間の徘徊、不純異性交遊等の行動が見られ、高等部1年の頃より、テレクラや援助交際による異性交遊が激しくなる。養護施設と児童相談所の協議により、行動制限が必要とのことにより児童相談所から家庭裁判所へ書類が送致されるが、審判では観護措置はとられなかった。

16歳時、妊娠が判明して人工中絶手術をしている。そこで、平成13年2月に児童相談所一時保護入所するが一時保護所においても異性に興味をもち自分勝手な行動が目立つようになる。本人は施設入所を希望し、障害者支援施設、自立支援施設、知的障害児入所施設等県内外あたるも受け入れ先はなく、平成14年4月までの長期にわたり一時保護所生活を送り、障害者支援施設(知的障害者入所更生施設)に措置入所となる。

障害者施設でも行動は改善されず粗暴行為や無断外出、喫煙、盗み、不純異性交遊等が重なり、平成15年3月(18歳)虞犯ということで少年鑑別所への4週間の観護措置となり、平成15年4月、家裁の審判により2年間の保護観察処分となる。

保護観察期間は観護措置前の障害者支援施設に短期利用という形で在籍する。平成17年3月、2年間の保護観察期間が解除となり、精神障害者生活訓練施設を経て現在は家族と近い障害者支援施設を利用している。

(2) 考察

反社会的行為に至った背景と要因の共通性

本人は、母親がスナックで働いていた時に、客であった男性との間にできた子どもである。3歳の時に母親の疾病（昭和62年12月病死）と養育困難から養護施設に預けられており、親の愛情を十分に受けることなく幼少期から育ち、施設の集団生活を強いられることになった。問題となる行動については、生育環境や成長過程における、親子関係があまりにも希薄であったことが影響していると考えられる。

本人は11歳になった時に軽度の知的障害と診断を受け普通学級に在籍するも勉強についていけず、他児から「いじめ」の対象になり、萎縮して学校生活を送っていた。本人の知的な遅れに気づき、専門的な指導や訓練が早期に行われていたならば、本人に対しての係り方についても、何らかの糸口がつかめ、引き起こす様々な問題行動・反社会的な行動の軽減が少なくとも図られたのではないかと推測される。

また、本人の異性に対する関心の強さについては、3歳から間接的・直接的な性的刺激にさらされるようなことが多い集団生活の環境を考えると、ある意味においては性的被虐待児とも捉えられることができ、その後の性的発達への影響があったことは容易に想像がつくことである。しかし一方では本人の方から刺激に対し積極的に関心を示し行動していることもある。つまり本人にとって性的行動というのは、人との係り方が未熟なために、他人との係りをもつための一つ的手段となっているのではないだろうか。

これらから、本人の反社会的行為に至った背景と要因について家族（親）の愛情に恵まれず施設で生活をするようになったこと。知的に障害があると診断をうけた時点で専門的教育がなされなかったこと。性的問題については、本人自身が性的被虐待児であったと同時に成長過程において躰や道徳、社会的ルールなど性教育を含めて十分な指導や教育を受けてこなかったことが本人の生育歴やこれまでの生活過程の中から要因として考察される。

矯正・更生保護事業と福祉事業の関係

反社会的行為は小学校4年時に「万引き」ではじまり、小学校6年より登校拒否となり児童相談所との関わりが始まる。また、中学3年時、男性へのいたずらも激しくなり精神科を受診している。16歳、養護学校高等部へ入学後、夜間の外出や異性との交際が始まり、行動制限の必要から児童相談所より家庭裁判所へ書類が送致されるが、審判では観護措置はとられなかった。また、緊張・赤面等神経症的な訴えから病院の神経科にも通院し脳波で「てんかん波」が見られたため、てんかんを抑える薬、安定剤、睡眠導入剤等を服用するようになる。その後、テレクラでの男性交遊や援助交際による妊娠も判明し人工中絶手術（16歳）を受け、施設生活困難なことから児童相談所一時保護所入所となる。

平成13年2月から平成14年4月、障害者支援施設入所（知的障害者入所更生施設）までの1年間以上を児童相談所の一時保護所で生活をしている。保護所生活は戸や壁を壊す、職員を殴る、暴言を吐く、道路に飛び出す等他児を誘発しての無断外出も見られ、早い段階で本人に対し身体的・精神的ケアと社会規範を身につけさせる「医療と教育を兼ね備えた施設への措置が適当」との判断により、自立支援施設、障害者支援施設、知的障害児入所施設を見学し、最終的に平成14年4月障害者支援施設（知的障害者入所更生施設）への措置入所が決まる（17歳）。

この時点で福祉（児童相談所・福祉事務所・受入施設）、司法（家裁・弁護士）、医療（精神科・婦人科医師）、家族との本人支援会議が立ち上がり、定期的に話し合いを持つ、または精神科、婦人科での個別にカウンセリングを受ける等の環境が整えられた。

施設での生活は自己中心的であり、規律や決りが守られず男子利用者との性的問題や暴力的言動、無断外出なども頻回で他施設利用者への与える影響も大きいことから、本人支援会議で協議結果、平成15年3月（当時18歳）「虞犯行為による観護措置」となり少年鑑別所に4週間措置となる。その時点で自動的に施設は措置解除となった。また、18歳を迎えたことにより、所管は児童相談所から発達相談支援センタ

一へと引き継がれ、児相は間接的支援ということで役割を分担しながら支援をしていくこととなった。

鑑別所措置終了後、平成15年4月から2年間の保護観察処分となり、保護観察期間の生活場所は、本人の希望で鑑別所措置前に過ごした障害者支援施設となる。その時点での施設への入所は措置制度から契約制度に変更となり、利用形態は協議の結果、3ヶ月ごとの短期利用を取ることとなり、身元引受人は異父姉となり再度施設生活が始まった。保護観察所と施設は定期的な訪問等連携し本人の生活を確認する。

施設では他の施設の見学や体験をすることにより精神的な成長を図ることを目的として、発達相談支援センターや就労支援センターもかかわり就業を目指す就職には結びつかなかった。

施設内トレーニングの内容と指導体制

一時保護所以降、施設利用は2回行われており、1度目は平成14年3月から平成15年3月である。この施設は有期間で地域社会に送り出すことを目的としており、利用者も能力的に高く生活レベルも高い、年齢も若年者が多い特徴があった。施設では生活する保障として単独で生活保護を申請し受給することにし、必要な作業訓練と生活訓練に分けて利用者に対しての支援が行われている。施設では担任制をとり、作業訓練は本人の興味や適正に応じて決められ、作業担当の職員が指導にあたり、生活訓練についても同様に生活訓練の職員が基本的な生活習慣や家事等を含め、社会適応できるプログラムを立て支援にあたり、本人に目標を持たせ生活を送るよう支援にあたるが、ほとんど日課への参加はみられず自己中心的な行動ばかりであった。また一日の振り返りということで日記を書くことで、自分の一日の行動について見つめさせている。また、施設での生活が慣れるに従いこれまで起こしてきたさまざまな行動が見られるようになり、本人支援会議や職員会議を開き、いろいろな機関と連携も図りながら支援について統一した対応をとる。性教育を含めて正しい男女交際のあり方についても取り組みもなされるが行動がエスカレートし、他の利用者への影響も大きくなるばかりであり観護措置処分へとつながった。

2度目は、平成15年4月から平成17年3月の2ヶ年の保護観察期間である。施設では同様に担任制をとり支援にあたる。作業訓練や日課は経験しているためスムーズに参加しており、集中する時間も長くなり訓練に参加する回数も少しずつ増えており、本人の最も関心のある異性に対する問題については性教育等も繰り返し実施している。保護観察解除後の地域での生活がスムーズに出来るよう施設の行事やいろいろな生活体験をしていくうちに、施設生活に満足をしている様子が見られてきたことと、生活の乱れも出始めてきたことから実習を前提とした施設見学や就業体験を行うことにより、今後の自立生活への意欲に繋げる。そこには発達相談支援センターが全面的に係り就業体験を2度おこない意欲を持って体験し、体験の積み重ねが行われていけば保護観察解除後は、何らかの支援があれば自立した生活が行えるのではないかと思えるような感触が感じられている。

また、能力にあわせた説明や本人の障害特性を捉えた決め細やかなプログラムが必要であったのではないかと、特に異性に対する興味や性への関心については施設でも医療機関（産婦人科への定期的通院と神経科への通院）と連携をしながら取り組みがなされているが、「何故そうなのか」「どうしてそのような行動をするのか」と、もう少し本人の生育歴から掘り起こした視点でのアプローチが必要であったと思慮される。実際に職員の係り方については統一した考えで支援にあたってはいるが、どうしても問題行動が起きたときの対処的な方法になりがちであり、根本的な問題解決には至らなかった。

施設内トレーニングから地域移行までのプログラム

1度目の施設利用時は、基本的な生活習慣の確立と規則を守る生活に重点をおいた支援が必要であったことから、地域移行まで目を向けたプログラムを設定して取り組みが行われるところまでいかなかった。

2度目の入所は短期利用であり（3ヶ月毎契約更新）、明確な個別支援計画を作成することはしなかったが、本人のこれまでの生活歴や障害者支援施設での生活状況における反社会的行為等を考えたときに、将来は地域社会での自立した生活を見据えて、施設内で取り組めるプログラムと地域での生活を考え、発

達相談支援センターとの連携を図りながら取り組みを行っている。

実習を前提とした施設見学や就業体験を行うことにより、今後の自立生活への意欲につなげる。そこには発達相談支援センターが全面的に係り就業体験を2度おこない意欲を持って体験している。

その後も短期間であるが5回就労体験を積み、8週間のワークトレーニングをおこなう等障害者就労支援センターが関わりを持ち支援を行う。一方、施設においても生活経験・社会体験の機会を多く持ち参加出来るようになってくる。そうした経験や体験を通していく中で、本人自身の中にも就労して自立するという気持ちが出て、一般企業へ履歴書を提出するまでに至る。

施設退所後の生活状況

保護観察終了後、精神障害者生活訓練施設へ移行、翌日、利用者との異性行為が発覚し強制退所。その後は異父姉の住む近くの障害者支援施設へ移っての生活となる。

地域生活における支援体制

本人は施設を退所して地域生活を送ることは結果的にできなかったが、本人の生活能力からすれば十分に地域で生活が可能と思われる。その時における支援の方法を考えるとすれば、生活と就労を一体的に支える機能を持った支援センターが係りを持つことが必要である。(2回目の施設利用時に関わった支援センターはその意味においてその機能を持っていた)その支援職員は本人の生育歴を含めて抱える問題等について十分に認識をしておくことが必要である。また、本人に係る支援職員もある程度限定しておくことが必要になって来るだろう、なぜならば信頼関係(人間関係)がきちんとできることによって、より良い支援が出来るようになるからである。それと地域生活を送るようになった時は家族の協力も不可欠である。彼女に対して様々な人達が応援し見守っている、ということがきちんと理解できるような支援体制を地域の中に作っていく事が求められる。

(3) 結論

彼女は幼少時(3歳)から施設(養護施設)に預けられ、一番大事な時期に家族というノーマルな機能が幼少期から欠落して成長しており、そのことが本人の人格形成にも大きな影響を与えたことは容易に想像がつくのである。そのような環境の中で、知的能力の低さと感情をコントロールする力の弱さから、良いこと悪いことの区別が理解できないまま成長をしてきている。

そうした中で成長していくわけだが、性に対する問題が本人の社会生活を阻害している一番の大きな要因となっていることからみても、「虞犯行為による観護措置」を受け保護観察処分となった新たな2年間は本人に対し厳しい生活であったと思われるが、司法、福祉、医療、施設等が連携しそれぞれの役割の中で決して縦割りになることなく横断的に関わりが持てたことは今後へつながり、モデルが示されたように思われる。結果は本人が望む生活の実現には至らなかったが、将来の本人の地域生活の基盤を作ったものとなったと思われる。

この事例を通して、成長段階におけるそれぞれの時期において、必要な愛情、教えなければならないことがきちんと教えられてこなかったことが、様々な行動につながったのではないかと思われ、あらためて成長時期の環境の大切さが示された。

協力研究報告書

社会福祉施設における罪を犯した知的障害者の支援内容に関する事例研究

協力研究者 中川 昌（船形コロニーなでくらセンター長）

事例3．施設を短期利用することで地域生活が安定してきている事例

（1）対象者の概要

28歳になる男性で、IQ70の軽度知的障害である。

幼少時に両親が離婚し本人は父親に引き取られた。その後父親が再婚し本人の面倒は義母が見ていたが、店からの万引き、喫煙等、また、子供を海に突き落とすという反社会的行為があり、また、衝動性の強さ、社会規範のゆるやかさ、内省の弱さをもっており、強い枠組みでの指導が必要ということで自立支援施設（教護院）へ入所する。

自立支援施設（教護院）では、中学2年時の夏休みで家庭に一時帰省中、海水浴場にて小学5年生女兒に突然抱きつき水着を脱がせようとしたり、中学3年の夏休みで家庭に一時帰省中にも、家からお金を持ち出し、小学5年の女兒の後をつけてコンビニに入り、成人向け雑誌を見せれば喜ぶと思い、本を破り女兒を追いかけて警察に捕まる等の行動があった。

平成7年3月に自立支援施設（教護院）を退所し、平成7年4月に障害者支援施設（知的障害者入所更生施設）に入所する。

障害者支援施設入所後何度も無断外出を繰り返し、平成7年4月に無断外出し、その際自転車を盗み、旅館に忍び込み宿泊客の財布を（現金2万円位）盗んで他県に行き、交番所の巡査に職務質問され保護される。窃盗で書類送検されるが初犯のため不起訴処分になる。

平成7年5月にも無断外出し隣町の小学校付近で、登校中の5人の女兒に連続して後ろから抱きつく行為を行い、その際1人の女兒に対して抱きつき押し倒す。その後小学校の先生に交番に連れて行かれる。

平成7年8月、4月の窃盗、5月の虞犯行為の件で家庭裁判所から少年鑑別所へ送致となる。その後平成7年8月をもって医療少年院送致になる。

医療少年院退院後、更生保護施設に入ったが生活態度が悪く強制退所させられている。

平成8年11月帰宅途中の中学二年生の女子に後ろから抱きつき、スカートをめくり女子の胸を触るなどした疑いで現行犯逮捕されている。その後も痴漢行為等を数件起している。

平成10年5月より、初めて親と同居し父親が仕事に連れて歩いてしたが、その合間に女性に抱きつくという事件を起こし、保護観察処分となり在宅で義母が面倒を見ていた。

平成15年6月に路上で12歳の少女を後ろから抱きつき、右頬にキスをした疑いで現行犯逮捕されている。本人は、当時24歳であったが、軽度の精神発達遅滞からくる社会適応不全の人格障害（未熟性）があるということで、平成15年9月に少年刑務所に収監され、平成17年12月に退所している。

平成17年12月に5日間の短期入所は出所後間もないということで、施設の配慮のもと24時間のマンツーマン体制で行う。

退所後自宅に戻るが、父親とのトラブル、無断外出等があり精神科に入院している。（平成18年4月に

退院している。)

退院後の日中活動として、地元の通所作業所を利用し週末(金・土・日及び連休時)は、障害者支援施設の短期入所を利用している。

平成18年12月より地元の通所作業所の支援体制のケアホームに入居している。

(2) 考 察

反社会的行為に至った背景と要因の共通性

本人は二人兄弟の兄であり幼少時に両親が離婚し、その後弟は母親に引き取られ、本人は父親に引き取られたが、父親も本人の面倒を見ないで義母に任せきりであり、家庭環境の変化及び、親の躰けがなされなかったと思われる。

矯正・更生保護事業と福祉事業の関係

児童期より自立支援施設、障害者支援施設、少年鑑別所、医療少年院、更生保護施設等を利用してきたが、なかなか自立・更生には至らなかった。福祉、精神病院、司法関係と協議はされていたが、その場限りで終わっていた。

平成17年12月の少年刑務所を出所後は、福祉事務所主導で、家族、病院、所轄警察署、通所作業所、地域支援センター、担当保健所等各関係者で本人の支援会議を開催したことにより、有効な支援体制が整えられてきたと思われる。

施設内トレーニング内容と指導体制

平成17年12月の5日間の施設の短期入所については、刑務所を出所後であり、本人の行動状況が分からないため、施設内の職員宿舎の空き部屋を利用してマンツーマン体制で短期入所の受け入れを実施している。特に問題行動もなく元気に過ごし退所している。

退所後に家庭に戻るが、父親とのトラブル、無断外出等の行動がで、精神病院に入院しているが、支援会議の結果平成18年4月に退院し、その後日中は、地元の通所作業所に通う。これまでの生い立ちからも、家庭で父親との二人きりの生活環境と他での生活環境とのギャップが大きすぎると思われるので、一気に家庭に戻っても、プレッシャーとストレス等の重圧から、また飛び出し等の行動がみられると思われ、徐々に家庭生活に馴染ませていく必要があることから、本人の同意のもと週末(金・土・日及び連休時)は入所施設の短期入所を利用し支援にあたることで、入所施設側からも了解を得て実施した。

施設内トレーニングから地域移行までのプログラム

短期入所利用時は、週末(2泊3日)が殆どであり施設側の日課も休日体制であったが、本人の希望もあり施設内の清掃活動や、重度、最重度利用者への手伝いを自ら進んで取り組み、また、本人が今まで起こしてきた問題についても自覚反省し、これからは、自分より弱い人のためになること、父親、まわりに迷惑を掛けられないという言葉がでてきており、意識して行動している。

長期利用ではなく、本人に必要なときに必要期間だけの施設でのサービスが、気分転換となりきわめて有効であることがわかる。

施設退所後の生活状況

日中については、地元通所作業所を継続し夜間は平成18年12月より同 法人のケアホームへ入居し支援を受けている。

地域生活における支援体制

現在は、通所作業所の法人が基本的に支援を行っているが、反社会的行為等があった際には、家族、所轄福祉、地元警察署、保健所、病院、地域支援センターの各機関でサービス調整会議を開催できる体制になっている。

支援体制の整いつつあることは本人と地域生活にとってかけがえのないものになっていると思慮される。

(3) 結論

幼少時に両親が離婚し、父親に引き取られたが、その後父親が再婚しており、家庭環境の変化に本人が順応出来ないまま、家庭の躰けも受けられずに育ったことから、虞犯行為等に進み年齢とともに行動がエスカレートし、約15年間の間に自立支援施設、障害者支援施設、少年鑑別所、医療少年院、少年刑務所等で矯正指導を受けてきたが、刑務所に収監される前までは事あるごとに支援会議等を開催していたようであるが、その場限りで終了していたため継続支援がなされていなかった。少年刑務所を出所してからは、担当福祉事務所が中心になり各関係機関合同の本人の支援会議を開催し、各機関で共通認識のもと支援体制を取り本人の支援に当たり、本人にもその事を説明し了解を得て支援を行ってきた結果、本人の意識の変化が見られ将来の目標として、自立し父親の面倒を見ていく考えが出てきた。

現在、ケアホームにて生活しているが、ここまで来るまでに長年かかったものの、今後は支援体制の確立、特に地域で本人の支援会議が大事になってくると思慮される。

協力研究報告書

社会福祉施設における罪を犯した知的障害者の支援内容に関する事例研究

協力研究者 高橋 厚子（宮城県社会福祉協議会 事務局企画課長）

事例4 死体遺棄で起訴されたが受刑に至らず福祉施設生活を経て グループホーム入居を目指している事例

（1）対象者の概要

39歳になる男性で障害区分、療育手帳B（平成17年当時）の軽度知的障害者である。

中学校（特殊）を卒業後、土木作業員、牛乳配達や新聞配達等の仕事をしながら健康的にも病気もせず静かに母親と2人暮らしをしていた。家族は他に異母兄がいるが本人との関係は大変悪く別居している。

そのような中、母親が平成17年1月頃から寝込むようになり、それまで続けていた牛乳配達をやめ、母親と一緒に側を離れず過ごしていたが、そうしているうちに母親が倒れ、死亡した遺体を自分で庭に埋め、死体遺棄罪で警察に逮捕され3ヶ月ほど留置された。

拘留後、本人の地元に戻りたくないという強い意思があり、社会福祉施設の短期利用を経て隣県の障害者支援施設へ入所、将来はグループホーム入居しての就労を目指した地域生活へ向けて再スタートした事例である。

（2）考察

反社会的行為に至った背景と要因の共通性

母は親戚とも疎遠で地域とのかかわりも持たずに一人で本人の面倒を見てきており、本人は、自分が知的障害者であるという認識は持たずにいた。母親の死に直面して、これまでの社会経験から得た知恵で、本人なりに「母親が死んだから土に埋めなければならない」という認識ではなかったかと推測される。

周囲との係わりを持たず、母親と2人だけの生活の中からは「母親が倒れたので誰かに伝えなければならない」とか「救急車を呼ばなければならない」等の術を知らずに至った行為ではなかっただろうか。

矯正・更生保護事業と福祉事業の関係

社会福祉施設に短期入所に至った経緯としては、地元の地域生活支援センターから社会福祉施設に直接保護依頼があり、その後、支援の実施者との調整にて緊急保護利用となった。その際、受け入れ施設側で得られた情報としては「対象者の概要」のみで、起訴されるに至るまでの経緯や拘留中の生活状況等の情報はなかった。

入所後、本人、福祉事務所、異母兄と将来の生活について協議を重ねることになった。警察や関係機関との連携が取れ情報が共有できれば、緊急保護の段階においても、より本人の希望に沿った支援が出来たのではなかったかと思われる。

施設内トレーニングの内容と指導体制

今回は緊急保護的な施設利用であり、受け入れ施設が保養施設だったため、訓練的要素はなく個別プログラムを組むことはできず、生活全般を支援することとなった。

1ヶ月間の職員との係わりの中から、本人を知ることになり、その中から少しずつみえてきたことは、警察での取調べや拘留の辛さを職員に話し、新聞記事の内容やいろいろな社会的情報等、会話も楽しみ情報等も豊富であること。また、町に買い物に出かけたり、施設の催しにも参加したりと新しい環境にも馴染んでいた。一般の社会的ルールは理解でき、規律を守ることや新たに必要なることを身に付けようとする姿勢・意欲もあり、性格的にはとても温厚な方であった。

また、利用中、福祉事務所、異母兄と今後の生活について話し合いを重ねていくうちに、本人と異母兄の関係にお互い変化がみられ関係性は改善されていった。

施設内トレーニングから地域移行までのプログラム

将来は仕事に就きグループホームにて生活したいとの方向性が定まり、関係機関にて地元から離れた障害者支援施設をあたると同時に、生活の基盤となる障害者基礎年金受給手続き、福祉サービス利用受給者証の発行手続き等が進められた。

施設退所後の生活状況

1ヶ月間、施設利用し隣県の障害者支援施設利用が決定する。移行施設においては将来のグループホーム生活を目指し、施設内で就労に向けた作業訓練を重ね、地元の郵便局での実習体験に取り組むまでになる。

本人からは、入所施設に移行後も短期利用した施設に度々電話をかけたが、帰省の際、宿泊に来る等交流がある。

(3) 結論

今回の行為は、母子が地域や親族とも疎遠に静かに生活していた中で、本人の社会経験の未熟さから、会得した行為であり、犯罪を繰り返す障害者の支援とは異なる障害者を地域で支える視点での事例と思われる。

犯罪者という烙印を押されてから、家族や地域や関係機関の周囲関係者等は本人と係わり、本人を知り、「本当に犯罪者としての取り扱いをしてしまったのだろうか。」という疑問を抱くと同時に、知的障害者を地域で支える仕組みの脆弱さを浮き彫りにしたのではなかっただろうか。

地域における知的障害者親子の、穏やかな生活を見守るセーフネット的役割がうまく機能していれば、今回までの行為には至らずに過ぎたとおもわれる。現在、本人は就労して、グループホームでの生活を送っているのだろうか。

今後、障害者自立支援法の施行にともない、障害者の地域生活移行がすすめられていく中、地域で支える仕組みを検証し、地域の役割とは何かを問い直す、見直す機会としたい。

協力研究報告書

社会福祉施設における罪を犯した知的障害者の支援内容に関する事例研究

協力研究者 古川 慎治

(独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 地域支援部 地域移行課 地域移行係長)

事例5 矯正施設と福祉施設が連携することでより、より効果的に地域生活の自立支援につながったと思慮される事例
地域生活移行後にシェルターとしての位置づけが有効であった事例

(1) 対象者の概要

20歳になる男性で、軽度知的障害者である。

現在はグループホームで暮らす。日中はアルバイトを行い、夜間は定時制高校へ通学している。知的障害は比較的軽く、作業能力や学習能力は高いが、人間関係の形成が苦手なため、積極的に会話をすることは少なく、トラブルがあると逃げ出すこともある。

生育歴等としては、2歳10ヶ月時に母親が失踪し、3歳時に乳児院へ入院する。その後、8歳時に養護施設へ入所し、小・中学校の普通学級を卒業する。中学校卒業後に一時、母に引き取られるが、母が再び失踪し元の養護施設へ戻る。養護施設入所中にアルバイトをするが、アルバイト先で金銭トラブルを起こしやめさせられる。16歳時に他県の養護施設へ措置変更される。

17歳時に万引き・女子トイレの盗撮にて医療少年院に入院となるが、このときに軽度の知的障害があると判定され、入院中に療育手帳を取得。1年後退院し、障害者支援施設(知的障害者入所更生施設)へ入所する。

その後自ら希望し、定時制高校進学を目指す。半年後、定時制高校に入学し、施設を退所しグループホームへと移り現在に至る。

家族構成等としては、父親は出生時より不明。母親は現在行方不明。母親は失踪中に結婚・離婚を繰り返し、本人には3人の異父弟・妹がいる。しかし、全く関わりがない。身元引受人もない状況であった。

病歴等としては、気管支ぜんそくのため、通院治療と発作時の対応が必要である。ただし、てんかんは発作等はなく対応も特に行っていない。

(2) 考察

反社会的行為に至った背景と要因

母親の失踪により、幼児期より乳児院・養護施設で生育されている。しかし、小・中学校ともに普通学級を卒業していることや、療育手帳の取得がなされなかったことなどから、当時は、知的障害としての福祉的関わりを持ち得ていない様子がうかがえる。また、両親や家族といった最も身近な人との関係が希薄

であったことから、その中で習得されるべき、対人関係や社会性 等の発達に偏りがあったであろうことが、現在の彼の人間関係をうまく作れない様子からも推測できる。

中学校普通学級を卒業し、義務教育を終了する。しかし、この時点に限らず、矯正施設入所前に高校への進学を考えたような兆候は見られない。また、中学校卒業後一時母親に引き取られるが、その後再び母親の失踪により養護施設に戻っている。このことが、本人にとり非常に大きな精神的な動揺やダメージを与えたことは、容易に想像できる。その後、養護施設入所中にファミリーレストランでアルバイトをするが、金銭トラブルを起こし辞めている。また、原因は不明であるが、16歳時に養護施設を他県へ措置変更されている。環境の激変とそれに伴う人間関係の変化は、本人にとって相当のストレスになったと考えられる。これらのことが、本人が罪を犯すに至る要因と無関係ではないことは想像に難しくない。

このように、専門的な関わりが持たれなかった点と、家族関係が希薄であった生育歴が、その後の人生に大きく影響を及ぼしており、反社会的行為に至った主要な要因と推測される。本人の障害が比較的軽いことから、幼児期から知的障害に対する専門的な支援が行われていたら、対人関係の問題等はかなり軽減できたと考えられる。未然に犯罪を防ぐ観点からもこの部分の検証は必要であろう。

しかし、現在そのことに関する検証を行なおうとするとき、本人の生育歴についての詳細は、福祉事務所が所有する資料等で断片的にしか残っておらず、細かな検証を行うことは困難である。一般の人であっても、最も人格形成に関与するといわれているこの時期の記録について、児童相談所・福祉事務所が所有するいわゆる行政的な関わりでの記録しか無く、現在の本人を理解する上で重要と思われる、施設・学校での日々の関わりや暮らしぶりなどの記録がほとんど残されていない。幼児期より福祉に関わっていながら、生育歴等の詳細が把握できていないことが、問題として提起されよう。

また、それ以外の要因として、犯罪を犯す前年に、措置変更で、他県に移ったことが挙げられる。もともと人間関係に問題を抱えるが、生活環境の激変はさらにストレスを与えることとなり、犯罪への引き金になったと考えられる。

矯正・更生保護事業と福祉事業の関係

17歳時に、女子トイレでの盗撮・万引きで医療少年院へ入院する。入院する際に、少年鑑別所にて行われた知能等一連の検査で、初めて知的障害が立証された。また、医療少年院入院中に療育手帳を取得しており、これによりようやく知的障害の公的制度とつながることとなった。

医療少年院での、院内で準備されているいわゆる矯正のためのプログラムや支援方法は、知的障害者の福祉施設での支援プログラムに極めて似ている。また、その関わりがプラスであったことは、入院前に高校進学を全く考えていなかったにもかかわらず、退院後自ら高校進学を目指すようになったことから推測できる。しかし、具体的にどのような支援がなされたのかについては、個人情報保護の観点から院外に出ることはなかった。

18歳で医療少年院を退院する。しかし、全く身寄りがなく、身元引受人等もないことで、担当福祉事務所も地域に暮らす場所を提供できなかったことから、入院中に療育手帳を取得したこともあり、障害者支援施設（知的障害者入所更生施設）へ入所することとなる。この施設の利用者は中軽度の知的障害者で、ほぼ全員が窃盗など何らかの罪を犯し、家庭や地域での生活が困難な人達である。支援費制度になり、利用制度が措置から契約にかわったことにより、本人が利用契約の契約者となり、平成16年8月入所することとなった。

矯正施設と福祉施設の連携という観点で考えるとき、今回の事例では、全くといって連携されていない。本人の情報が矯正施設である少年院から、障害者支援施設へ入所する際に、どの程度引き継がれたかを調べてみると、書類として引き継がれたのは、入院中の病歴についてのみであった。少年院内でどのような支援が行われ、どのような成果があったかについて、個人情報保護の観点から、現状では、更生保護委員会へは報告されるものの、受け入れた施設へ引き継がれることはない。医療少年院で行われていたプログラム

のほとんどについて、障害者支援施設（知的障害者入所更生施設）等では準備することが可能であり、ましてや本人の変化を見るとき、1年で成果があったと思われる支援プログラムの継続が行われない事は、本人にとっても著しく不利益を与えることとなる。矯正施設退所後を支える福祉の関わりの中で、本人にとってより良い支援を確立し、その後の生活をより豊かにする観点からも、早急な改善が望まれよう。

矯正施設入所中に療育手帳を取得しているが、本人が未成年であり、住所地が確定していることと、判定機関が距離的に近く、おそらく本人を連れて行けたことから容易に取得できたと思われる。しかし、住所地が矯正施設から遠かったり、住所地が確定していない場合、判定機関との連携も難しいことから、取得については相当の困難が予測される。また、少年鑑別所内で行われている知能検査が判定機関で行われる知能検査と同等であれば、少年鑑別所の検査結果で判定機関が判定できるようになり、具体的な連携が可能となると思われる。

施設内トレーニングの内容と指導体制、及び地域移行までのプログラム

入所当初、他の利用者に自分が大切にしているTシャツを盗まれたことで、「再び盗まれるのではないか」という不安から、他の利用者や職員に対して不信感が生まれ、施設の生活が軌道に乗るまでに時間がかかってしまうこととなる。もともと対人関係に問題があることに対して、他の支援を行うことより、職員が本人の不安を無くすことに集中する期間が必要となった。しかし、このことで職員に対する信頼と、施設の中に自分の居場所を見つけることができ、施設に対する「安心感」が本人の中に芽生え、ようやく落ち着きを取り戻せるようになった。この「安心感」がこの後の彼の生活を大きく左右しているように思われる。

その後、定時制高校進学希望に対して、具体的支援方法としては、翌春の受験に向け約半年間、近くの大学に対して受験勉強を支援する学生ボランティアの組織を依頼し、施設職員共々週3～4日、1日2～3時間程度、施設内で受験勉強を行った。また、同時に援護の実施者である福祉事務所に対して、地域で暮らせる場所の確保を依頼している。結果として、本人は合格し定時制高校へ通うこととなる。日々個人的な対応を継続的に行うことで本人の精神的安定が図られたことと、有期限・有目的の支援は本人や支援者に対してわかりやすく、緊張感が持続できたことが成功につながったと考える。また、ここで重要なのが、高校へ合格することが、自動的に地域移行のきっかけとなっていることである。本人にも理解しやすいかたちで、地域移行に対する動機付けができています。

地域移行への支援として、事前に学校の見学や受け入れ予定のグループホームの見学を実施し、本人に言葉だけではなく、具体的な環境等を直に知ってもらい、来たるべく環境の変化に準備させると同時に、地域での支援を行う事業所が本人の面接を行うことで、グループホームへ移った際、直接支援を行う法人の職員等に本人を知ってもらうことができ、スムーズに地域へ移れる配慮を行っている。

施設退所後の生活状況と地域生活における支援体制

本人の頑張りや周囲の応援の甲斐あって、念願の高校へ合格し、施設を退所。社会福祉法人が支援するグループホームへ移ることとなった。

当初、日中は就労し、夜間は定時制高校に通うという目標を立てる。日中の就労先については、本人の人間関係に対する問題から、いくつか試みるもうまくいかず、ティッシュ配りのアルバイトに落ち着く。また、もう一方の夜間の定時制高校については、徐々に欠席が増え、本人がグループホームの支援職員のことを聞かなくなるなど、グループホームでの対応が難しくなった。このことから、法人内で本人を受け入れたことに対する批判が出始める。しかし、その後も本人の問題が特に軽減することもなく、徐々にその批判は強くなり、以前入所していた障害者支援施設（知的障害者入所更生施設）へ連絡が入ることとなる。事態を憂慮した施設の呼びかけで、関係者が集まり、支援会議を開催し、対応を協議した。その結果、本人の言動に対して、支援者側が何も具体的な対応をせず、ただ口頭で注意を繰り返しただけであり、それに従わないことで一方的に悪いことになっていたことがわかる。支援体制を見直し、ベテラン職員が中心になり

対応することで、この後、問題は軽減していった。その結果、定時制高校も無事進級することができた。

また、現在は、精神的に不安定になったり、何か問題があると入所していた施設に行くこともある。本人への支援はグループホームの法人職員が中心となって行うが、必要に応じて、最初に入所していた障害者支援施設（知的障害者更生施設）も本人のバックアップを行い、支援内容の正当性についてのモニタリングが行えるようになってきている。また、この入所施設は、現在、本人が精神的に辛くなった際のシェルターの役割を担っている。その他、必要に応じて支援会議も開かれるなど、本人の生活全般に支援体制ができあがってきていることが分かる。しかし、相変わらず日中は定職に就くことなく、ティッシュ配りのアルバイトを行っているが本人も気に入っており、現在はアルバイトながらも主任格となっている。今後、20才を過ぎたが障害基礎年金の受給はしておらず、グループホームで暮らすこと以外には福祉の制度を利用していない。家族との関わりは現在も全くない。所得保障という面でもこの就労に関する問題点にどう対応していくのかという課題が残されている。

（3）結 論

この事例を通じて、罪を犯すようになる背景には、生育歴に大きな原因があることが推測される。特に、家族関係や知的障害に対する早期認知と専門的な教育の有無は、後の人生に大きな影響を及ぼすこととなる。また、罪を犯した際の矯正施設の有効性は立証できるものの、その後の入所更生施設との連携については全くできておらず、連携の必要性については矯正・福祉両サイドで感じており、早期の解決が望まれる。

矯正施設内で療育手帳を取得することにより、矯正施設退所後、直接福祉へつなぐことが可能となる。このことは知的障害者支援に最も大切な専門職の支援と、年金等による収入面の確保などから、再犯を防ぐ上で大きなポイントとなる。今回の事例も矯正施設退所後、福祉が関わり続けることで再犯を防いでいる。

地域での支援体制としては、単一の事業所が関わるのではなく、複数の事業所等が関わることで、お互いの支援内容についてのモニタリングを行えることが理想的といえる。単一事業所で準備できるサービスには限界があることや、支援内容についての客観性が乏しくなりがちであることからこのことは重要といえる。また、生活の場のグループホームだけではなく、障害者支援施設がシェルター的な役割を担うことにより、必要に応じて社会から本人を一時的に隔離することができ、社会に対して不適応等を起こした人への対応として有効である。また、本人にとっても何かあった際の逃げ場所として機能することで、より精神的に安定した地域生活が行えることとなる。今回の事例について、現状の支援体制はほぼ完成してきており、それぞれの事業所や支援者がそれぞれ期待されている役割について機能し、お互いの関係を確立することで、さらに質を上げていくことが期待される。

協力研究報告書

社会福祉施設における罪を犯した知的障害者の支援内容に関する事例研究

協力研究者 石川 恒 (知的障害者更生施設かりいほ施設長)

はじめに

この研究報告書の2つの事例は、知的障害者更生施設かりいほ(以下かりいほ)に関わった事例である。まずかりいほの紹介をして、次に2つの事例の報告をする。

1、かりいほの紹介

かりいほの概要

かりいほは社会福祉法人紫野の会が昭和54年4月に栃木県那須郡黒羽町(現大田原市)に開設した。当初から様々な問題を抱え、家庭、地域での生活が困難になった中軽度の知的障害者を受け入れ、施設での生活、訓練をして個々の利用者の問題となる行動の改善を図り、再び家庭、地域の生活に戻る実践に取り組んできた。

概要は以下のとおりである。

- ・開 設 昭和54年4月1日
- ・敷地面積 約6町歩(標高約400mの山間部の明るく開けたところ。
敷地内に3本の川が流れる)
- ・建 物 居住棟他利用目的ごとに分棟になっている(昭和57年日本建築家協会新人賞受賞)
- ・利用者定員 30人(男性18~20人、女性10~12人)
- ・職 員 施設長1、生活支援員10、看護師1、事務員1、調理員3、事務 調理の非常勤職員2(平成19年3月現在)
施設長と生活支援員のほとんどは施設内に居住している

かりいほの利用者

かりいほを利用する理由は以下のとおりである(平成19年3月現在)。

- ・他の施設に無断外出、盗み、暴力のため居られなくなった。
- ・暴力のため養護学校を出ても行く所がない。
- ・就職しても仕事が続かない。
- ・窃盗で執行猶予がついた。
- ・少年院退院後行く所がない。
- ・痴漢で実刑、刑務所。釈放後も繰り返している。
- ・盗み、性的衝動性。
- ・人間関係のつまづきから興奮、放火。
- ・非常に強い自己主張やこだわり。暴力。
- ・置き引き、放浪。

・売春、暴力。

罪を犯した利用者もいるが、このような理由で家庭、地域での生活が困難になっている。社会適応に支援が必要な知的障害者と言える。昭和54年の開設から平成19年2月までのかりいほの退所者は、延142人である。入退所を繰り返した利用者は8人である。

かりいほの役割

かりいほの利用者のような問題を抱え、家庭、地域での生活が困難になった人達は、福祉のサービスが有効に使えなければ精神病院に入院するか、ますます問題を深刻化させ少年院、刑務所に行くしかないのが現状である。かりいほの役割は、精神病院、少年院、刑務所を出た人達を受け入れる役割もあるが、それ以上にそこに行く前に福祉で受け止めることにある。もちろん地域の中で様々な福祉のサービスを使い、生活を支えることが必要なのだが、それが不十分な現状であるから、入所型の福祉施設がその役割としてこのような問題を抱えた人達を受け入れるべきなのである。それは受け入れた後の地域生活への移行が前提であることは言うまでもない。

かりいほの生活

1日の生活

6:30	起床、洗面、掃除、体操
7:45	朝食
8:45	作業開始(10:00から15分間休憩)
11:45	昼食、昼休み
13:00	作業開始(15:00から15分間休憩)
16:45	入浴、洗濯
17:55	夕食
18:25	ミーティング
20:00	ティータイム
22:00	就寝

朝のうちに、居住棟や生活の場所を手分けして掃除をする。朝食は食堂で各テーブルごとに利用者それぞれが役割を持ち準備、片付けをする。作業は農作業が中心。20年近く無農薬、有機栽培で野菜作りをしている。他にはお茶、ゆず、椎茸など。施設内の整備はできるだけ職員、利用者とする。冬期は山に入り椎茸やなめこを栽培するために木の切り出しをする。毎日入浴する。洗濯は手洗いと洗濯機を使う。夕食後毎日ミーティングをする。そこでは利用者は言いたいことを言う。ティータイムは食堂で気に入った人とおしゃべりをしながら過ごす。

ひと月の生活

日用品の現物支給はしない。毎月一万円程度を支給するので、月初めと半ばの買い物で必要な物を自分で選んで買う。月に2回、日帰り旅行をする。職員がワゴン車を運転して出かける。この時の食事、お菓子代、買い物時の昼食代と職員の会議がある日の夕食代、合わせてひと月に9回の外食代等を一円でやりくりする。日曜日は休み。床屋や美容院に行ったり、図書館に行ったりする。

一年の生活

5月の連休時、夏、年末年始に帰省がある。最近では短い期間の帰省も含め、帰省できる利用者は10人程度である。年に2回、2泊3日の宿泊旅行に行く。職員運転で施設のワゴン車を使うので安上がりである。

「生き直し」と安心の創造

利用者が抱える様々な困難な問題は、利用者が育ちの過程で身に付けてきたのであるから、適切な支援があればやり直すことができるのではないかと。かりいほではそれを「生き直し」と言っている。それまでの生活から離れ、整理された環境での生活の中でやり直しをするのである。そこでの重要な要素は職員集団と利用者集団である。

利用者のかりいほでの生活は、様々な問題を抱えた荒れた状態で、たくさんの不安を抱えた状態で始まる。入所した翌日は旅行に行く。担当支援員が運転するワゴン車に乗り、同じ車に乗る利用者はしっかり配慮して選ぶ。そこからかりいほでの生活が始まる。日常生活の中で様々な問題が起きる。それをひとつひとつ解決し、その問題を利用者全員が共有できるようにしていく。それを支えるのが職員集団である。

問題は利用者が安心できないことから始まる。職員は正面から向き合い利用者の気持ちをしっかり受け止める。そして適切な関わりから安心を創り出す。これができなければ施設は利用者を支えられないのである。まず、利用者本人が安心できる状況を、環境でも人間関係でも創り出さなければならない。それは職員の関わりが鍵を握っている。

安心の内容は一人一人違う。その違いをきちんと見なければならぬ。安心が創造できれば、他の利用者と折り合うことが可能になる。他の利用者の気持ちを考え行動することができるようになる。

個別対応の大切さ

かりいほを利用する人達の質が最近大きく変化してきている。それは家庭、地域生活での生活を困難にしている理由が、知的障害より発達障害に求めた方が分かりやすい人達への変化である。人との関わりが苦手、社会性が身に付かない、何かあるとすぐに暴力、こういう特徴がある人達のかりいほ利用が増えている。集団生活が苦手である。この人達に一人一人に応じた安心をどう創造するか、個別に対応することがますます大切になってきている。個別の対応は、住居や施設内での生活の仕方、施設外の様々な社会資源の活用、医療などに及ぶ。時には大きなリスクを背負わなければならない。しかし、この人達は決して孤立することは望んでいない。人との関わりが苦手、集団生活が苦手だということは一人が好きということではない。人との関わりを大事にしたいから、集団に参加したいから一人で居ることができる環境の保証が必要なのであり、個別の対応が必要なのである。この人達への安心の創造には人、時間、お金が必要なのである。施設の機能を箱として固定化してはならない。施設の利用者の状況に応じて、施設の機能を創り出していかなければならない。これまでかりいほはそれを仕組にすることができず、職員の努力に支えられてきたのである。

しかし個別の対応は職員に大きな負担をかける。かりいほがこれまでなんとかやってこれたのは、利用者に直接関わる職員のほとんどが施設内に住み込み、必要があればいつでも利用者に関わってきたからである。一日24時間、必要な時に必要な関わりを提供する、それが利用者にとって安心を創造する原動力だった。現状は精一杯である。職員を増やすしかないのだが、限られた財源ではどうしようもない。いつまでこの取り組みが続けられるのだろうか。

事例6 安心を創り出すことができずに施設での対応に限界を感じている事例

(1) 対象者の概要

22歳になる男性で軽度知的障害者である。

家族構成は父、母、本人、妹の4人。父親は公務員。アルコール依存症と思われる。母親は専業主婦。躁鬱、不眠等で精神科に通院、服薬。妹は本人の状態とよく似ている。近所に母親、本人、妹が頼りにしている母親の友達が居る。

母親は妊娠8ヶ月時に妊娠中毒で2週間入院。熟産、普通分娩で3,800g。3歳頃健診で言葉の遅れを指摘された。幼稚園は3年保育。友達と遊ぶことができず、集団から離れて一人で遊ぶことが多かった。小学校は普通学級。中学校の2年の3学期に特殊学級に移った。高校は養護学校高等部を卒業。

中学時から不良グループとの付き合いがあり、養護学校高等部1年の2学期から生活の乱れが見え始めた。不良グループでは見張りや使い走りに利用されていたが、そこから抜け出そうとしてランチに遭った。2年生になり家出が始まった。万引き、バイクの窃盗、友人からの借金、その日に知り合った女性宅への宿泊などが頻発し、行動範囲が広がっていった。家出も長期化するようになった。いくつか仕事もするが長続きしなかった。

養護学校高等部卒業後、バイクの窃盗で保護観察処分(平成16年5月より2年間)となる。平成16年6月から知人のところでガス工事の仕事を住み込みですが3ヶ月で自分からやめた。次第に父親との関係が悪化し、平成16年9月に父親と取り組み合いのけんかになり、父親が警察に通報した。本人は医療保護入院になる。退院後かりいほを利用することになった。

本人の状態は以下のようにまとめられる。

- ・感情のコントロールが未熟。すぐに切れる(特に男性の強い口調に対して)。学校にいくつもりで家を出ても気が変わり遊びに行ってしまう。仕事をしても続かない等感情が持続しない。
- ・対人関係の問題。まじめでよく話しをするが、場当たりの付き合い。その日に知り合った女性宅に泊めてもらったり、いろいろな人からお金を借りる。金銭トラブル多発。
- ・現実性の欠如。現実に体験したような話をするが、確認できないことが多い。
- ・能力のアンバランス。携帯電話を次々に契約し、番号を変える。メールができる。言動が場当たりの。仕事が続かない。先を予測することができない。

医療機関では以下の診断、所見を得ている。

- ・小学校1年時、国立A病院。精神発達遅滞の診断。
- ・Bクリニック(平成16年3月)。本ケースの診断は、入院等一定の環境下での行動観察や複数の医者で診断する必要があるため、個人クリニックでは対応困難。
- ・C病院精神科。(平成16年3月)。知的にはボーダーだが、人格的にいろいろな要因で歪んでしまって、反社会的行動につながっているのだろう。本人と信頼関係をつくり、その信頼できる人から指示するとよい。一定の枠のある施設で生活していれば違っていたらう。
- ・D病院精神科(平成16年9月)。アスペルガー症候群ではないか。専門医に診てもらったほうがよい。
- ・国立E病院(平成16年9月)。医療対応のケースではない。処遇の中で対応していくケース。

(かりいほでの生活)

平成17年2月からかりいほの利用が始まった。本人は自宅を離れてかりいほで生活することを一応納得していた。生活環境、人間関係を整理してわかり易くし、施設の日課に沿って生活することを当初の目的にした。同年齢で話の合う利用者と同室にした。日課に沿って生活していたが、次第に体の痛みや疲れを口にすることが多くなっていった。4月に無断外出をして自宅に戻った。施設長と支援員が自宅に行き、地元の福祉関係者、母親、母親の友人、本人で話し合う。本人は施設には帰りたくない、家でしっかりとやるという。どうしても本人は施設に戻ることに同意しないのでしばらく様子を見ることになった。本人が逃げずに自分の意見を言ったのを初めて聞いたと福祉関係者は言った。一週間後、自分で施設に戻ることを決めた。施設で仕事ができるようになってから家に戻ると本人は言った。戻ってからは大きな問題はなく生活していたが、同室の利用者が退所することになり、男子棟での多数の人達の中での生活に不安を持っていたので、個室の生活に移ることにした。すぐ近くに担当の支援員が住んでいる。

平成18年になり、近くの鉄工所で実習をすることにした。社長と数人の若い社員といっしょに働くこ

とになり、社長が本人に仕事を教えてくれた。社長と本人というストレートな関係はわかり易く居心地はよく、しばらくは意欲的に実習に取り組んだ。次第に若い社員とうまくいかない、話しかけても話をしてくれないなど人間関係の行き詰まりを言うようになり、実習を休んだり、早退するようになっていった。そして外出したい、家に帰りたい、携帯電話を持ちたい、父親に認められたい、みんなの中に居られないなど、様々なことを口にするようになった。ある日の夜中、施設に電話が入った。「外出してコンビニの近くに居る。帰ったほうがいいかなあ」と言った。迎えにいくから待っているように伝え車でコンビニに行くと、入口の横にセーターを鼻まで上げて顔を隠し、目をぎょろぎょろさせて、鉄パイプを抱えて座っている本人が居た。実習は止めた。精神科に通院して服薬を始めた。鉄工所の実習で本人の社会生活への適応のむずかしさが一気に噴出した。本人は実習を続けることも止めることもできずにもがき苦しみ、問題を深刻にさせていったのである。

実習をやめてから、本人が気持ちを整理するのに3ヶ月かかった。その間ほとんど作業には参加せず休んでいた。もう一度鉄工所で実習をしたいという。父親に認めてもらいたい、そういう言葉をよく口にした。思いはあってもうまくいかず、2週間で実習を止めた。その後施設内での生活に専念した。精神科のドクターに一週間のうち何日作業に参加できるかと聞かれ、本人は2日と答えた。水曜日と土曜日が作業に出る日。週休5日、これが現在の本人の状況である。休みの日でも自分から仕事をするところがあるが、作業の日も含め一日6時間から8時間仕事をするとはまずない。せいぜい3時間が限度である。しかし職員と1対1ならけっこう長くやれる。それも大工仕事などに限られているが。

父親との関係改善にも取り組んできた。本人は決してなまけているのではなく、仕事が続かないことは障害からきているということは何度も話してきた。父親は次第に本人を受け入れるようになってきた。

施設での生活にいきづまると、無断外出をして東京の自宅に戻る。止めても無理なので、ひと月に一度自宅に戻れるようにした。戻って父親と酒を飲む時もある。友人と会うこともある。

(2) 考察

本人にとっての安心とはいったい何なのだろうか。安心が地域生活を可能にするものであるとすれば、かりいほの生活は、本人に対して安心の創造はできないと言わざるを得ない。本人にとってかりいほは、家庭、地域で生活できない状況の中で、一時的な避難場所に過ぎない。

かりいほで生活してきた中での本人の変化は「切れなくなった」ことである。このことだけである。前述した本人の状態は、このことを除きかりいほを利用する前と何ら変わりが無い。本人は行き詰まってくると「話をしたい」と言い出す。「話をしたい」と言った時は本人はもうしっかり次のシナリオを自分で描いている。そしてそのシナリオの承認を求めるのである。それは 行き詰まっている現実をどう回避するかという内容である。ストレスにならない環境に自分の身を置くために、今の環境から離れること、そのことに本人は自分の将来を託している。そうすることが何の解決にもならないことを本人は知っている。でもそうするしかないのである。「切れなくなった」のは、本人にとって切れずにいるために必要なことが、かりいほの生活の中である程度保証されたからだろう。経験の蓄積がむずかしい本人には、毎日の生活が刹那的になる。

かりいほでの生活が、本人の地域生活につながるとはとても考えられない。ではどうすればよいのだろうか。家庭や地域での生活がむずかしいから施設にいればよいという発想に立ってはならない。やはり地域の中で本人を支えていく仕組みを創り出していくしかないのではないか。どのような支える仕組みが必要なのか大きな課題である。

この事例はかりいほのこれまでの取り組みの限界を教えてくれる。施設の中での安心の創造だけでなく、グループホーム、ケアホーム等の住まいと働く場所を創り出す事、様々な社会資源の活用と安心を創造するためのネットワークづくりが求められてくる。その中で一人一人に応じた安心をどう創り出すかが問われてくる。

事例7 なんとか安心を創り出し地域での生活を支えている事例

(1) 対象者の概要

33歳になる男性で、軽度知的障害者である。

本事例は、家族構成は父、母、本人、妹の4人。父親は公務員。母親は専業主婦。妹は会社員。熟産10ヶ月。難産、吸引分娩。体重2,800g。始歩2歳、発語3歳頃。言葉はオウム返しで会話にならなかった。幼稚園、小学校普通学級、中学校普通学級、高校は定時制に進み、1年の2学期に別の高校の普通課に編入。2年生を2回やって卒業。専門学校に進み2年間で卒業した。専門学校卒業後仕事に就くが長続きしない。何度も職を変えている。

この間、女友達の車で事故を起こし、修理代50万円をサラ金から借りる。後で親が知り返済している。仕事が続かないことを父親に責められ家を出る。非行グループと関わりを持つようになる。そのグループから逃げるために地方に転居する。職場を転々とするが、知り合いに連れ回され数箇所のサラ金から金を借りる。そのため後で自己破産宣告となる。平成12年の暮れに交通事故で3ヶ月入院。心身ボロボロの状態福祉に相談することになる。父親は本人をまったく受け入れない。交通事故を起こした時「おまえなんか死んでしまえばよかったんだ」と言った。本人はずっとその言葉を引きずって思い出しては涙を浮かべる。母親は本人をかばい支えている。

(かりいほでの生活)

平成14年1月かりいほの利用が始まる。大人しく礼儀正しい。いつも何かに怯えているような、不安を抱えているような表情をしている。生活の中で大きな問題を起こすことはなかったが、時々他の利用者とうまくいかないと大声で相手を責めることがあった。会話はどこかぎこちない感じがした。日常的な話をする時よりも、社会問題などを話す時の方が目が輝いていた。

作業能力は高くない。単純作業はなんとかこなすが、作業の工程が少し複雑になると混乱してしまう。指示されたことを「わかりました」と言ってまじめに一生懸命やるのだが、まったく違うことをしてしまう。

同年10月、刑事が自宅を訪問。平成11年に起きた事件に本人が関与していた疑いで訪問だった。引ったくり未遂の事件でその時おばあさんが転倒して長期間入院していた。別の事件で逮捕された男がこの事件を自白し、主犯はこの男で、命令された本人が実行犯だった。刑事が来園。取調べを行った。本人は自分がやったと認めた。逮捕が目的の来園だったが、本人の障害の状態、教育的配慮の必要性を刑事に話し、検事との協議の結果本人は施設におくことになった。施設長が身元請書を警察署長あてに書いた。その後地検に2度、警察署に1度本人を連れて行く。不起訴処分になった。最後に主犯の男の裁判の証人に本人が出廷し、この事件は終わった。

(悩みながら働く本人を支える)

平成17年5月、かりいほを退所して特別養護老人ホームで働くことになった。知的障害者の雇用を積極的に考えて受け入れていただいた。ただそこでどういう働き方ができるか、いろいろ考えながら始まった。住まいは将来知的障害者のグループホームにする予定の住宅を用意していただいた。かりいほから3人、地元の人が1人、男性2人、女性2人の計4人がそこに住み、老人ホームで働くことになった。この人たちを担当する職員を一人つけていただいた。

働き始めたがうまくいかない。なかなか仕事を覚えることが出来ない。いろいろな働き方を試みて、厨房の仕事が本人に一番適していると判断した。そこから本人の仕事を覚える努力、担当職員たちの本人を支える努力が始まった。仕事ができないと涙を浮かべ悩む。その繰り返しだが、担当職員たちは悩みながら本人に関わり続けた。就職してから1年以上かかり、厨房の中での仕事を本人は確保した。

住まいでの生活も苦労の連続だった。他の人たちとうまくやるためにいつも気を使う。本人は気が休ま

らない。もう一人の男性とうまくいかず、その人の言動に気を使う毎日だった。その男性がトラブルを起こしていなくなってから、本人の表情は明るくなった。しかし人と関わる時の不安は常にある。かりいほも時々職場、住まいを訪ねて相談にのった。本人を知る近くの福祉の関係者も、本人を見かけると声をかけてくれた。仕事が休みの時はかりいほに来て、利用者と野球をしたりした。

(2) 考察

安心を創り出すことで本人とかりいほの関わりで一番重要だったことは、本人が関わった事件が明るみに出た時、かりいほが本人を弁護し守る立場に立ったことである。心身ボロボロの状態でかりいほに来て、ちょっと一息ついたところに過去の事件が重く押し掛かってきた。本人は刑事といっしょに 警察に行くことを覚悟していた。「どうしてまた僕が」というどうしようもない思いでいっぱいだったに違いない。この時のかりいほの関わりが本人に人の支援を受けて生きることを教えたのだと思う。「自分は一人じゃない」「自分を守ってくれる人がいる」という安心である。本当に生きること、生活することが不器用な本人にとって「人に頼る力を持つ」ことは大きな意味がある。それは本人が地域で生きるためにはかせないものである。

残された課題は父親である。父親が本人に一言「元気でやれよ」と話すことができれば、本人の気持ちはどれだけ楽になるだろう。人の言動を絶えず 気にして、不安を抱えて生きる本人にとって、父親が受けいれてくれることはとてもうれしいだろう。

協力研究報告書

地域生活と障害児者の教育に関する一考察

協力研究者 井口 経明（宮城県 岩沼市長）

1．はじめに

特別支援教育は、すべての子どもを対象にした人間尊重の教育と言える。

すべての人々が生涯にわたり生き甲斐をもって、自分らしく暮らすことができる社会はまさに福祉社会であり、それが実現のためには豊かな福祉環境を築くことが重要である。その根底にある考え方と特別支援教育の考え方は見事に重なっており、最良の環境はこのような考え方が満ちあふれる社会である。

このように考えてくると、人として尊厳ある生活を営むために学ぶ「教育」と、よりよい生活の場や環境を築く「福祉のまちづくり」の両輪が、豊かな福祉社会を成立させると言える。そのためには、人生のそれぞれのステージを通じて教育の機会が得られなければならない。人間の成長、発達はまさに教育活動そのものである。人間尊重の心を養う教育は、障害者を含めて一切の差別を許さない態度を身につけさせてくれる。

2．学校教育と地域づくり

近年、学校教育では、障害のある児童生徒が通常学級に在籍し、健常児とともに学習する機会が増えている。いわゆるノーマライゼーションの考えであり、「共に学ぶ」と言われるものである。平成19年度からは、これまでの特殊教育の対象のみならず、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の軽度発達障害のある児童生徒についても、一人ひとりの教育的ニーズに応じて必要な支援を行うことになる。

従来の障害の種類や程度によって特定の場所で行う教育から、幼児期より学校教育終了時まで、一貫し、個々のニーズに対応した教育を行う考えが基になっているようである。このことは「授業のユニバーサルデザイン化」とも呼ばれ、教育そのものを再生、活性化させるモデルになるとの期待もある。すなわち、障害のある子どもたちへの支援は、他の子どもにとってもよい効果を生み、学級全体がよりよい方向に向かい、学力向上にもつながると言われている。

さて、障害のある子どもへの教育実践にあたっての基礎的事項は、障害児の理解（個々の学習・生活・思考等に関する情報の収集と特徴の把握）、指導方針の立案、実践記録の累積、連携、協働（保護者や周囲の人）と言われる。この考えを社会に当てはめて考えると、障害のある人々に優しいまちづくりや政策は、すべての人々に優しいまちづくりにつながる。障害を理解し、「共に生きる子どもの育成」は、思いやりのある市民の育成そのものである。このような、一人ひとりを大切にする教育を進める学校や地域の環境で育つ子どもたちは、様々な状況の人々を何の抵抗もなく受け入れ、共に暮らす町を創っていく市民に育っていくはずである。

3．罪を犯した障害者への行政としての役割

罪を犯した障害者の存在を医療少年院を伺ってみて初めて知った。思いも寄らない現実であった。実際、市町村行政の中で、ほとんど意識されることはない。福祉現場でやるべきことはあるはずである。いわゆる法務領域とされ、連携などはまずない。罪を犯した人について、知的障害であることが要因であるとされる

ケースがあり、再犯率も高いと聞く。現象面ではそのように見えるが、実は、そこに「教育」と「福祉」の問題が横たわっているように思われる。犯罪の予防には、知的障害への理解と市民の連携が不可欠である。また、入所中の「特別支援教育」が用意されることが大切である。さらに、社会復帰を図る場面での対応や調整など、行政や社会が受け入れる枠組みが必要である。その一連の環境づくりこそ、「豊かな福祉社会」につなぐ方策ではないかと思えてならない。

4．岩沼市の福祉教育の現状

同じ障害者といっても、それぞれ異なるが、精神障害の方は、支援費の対象から外れ、例えば「手帳」でも何と障害者自立支援法の施行まで写真が貼付されず、本人確認が容易ではなく、サービスを十分受けることができなかつたことなど、行政の対応にも問題があった。精神障害者コミュニティーサロンを開設する時、“そういう人を集めてどうするんだ”という偏見に満ちた意見もあったが、本人と職員の努力、ご家族や関係者などの協力もあり、着実に社会復帰への道をたどっている。施設や病院では、何もすることがなかつた。それが、電車で遊びに行き、買物し、料理も作り始めた。退院してもパニックには陥らない。また、在宅の知的障害者のトレーニングホームを開設した。本人の自立への訓練・準備と親の子離れのためなどの成果をあげ、グループホームへの移行も進んでいる。

改めて福祉教育の大切さを痛感した。障害児者本人への保育・教育の機会をつくと共に、バリアを取り除くことは、以前から言われていることである。妙な“地域社会防衛論”が、社会復帰を阻むこともあるが、しっかりとした仕組み、生活と就労の場があれば過ちを繰り返すことはない。

学校嫌いから不登校となり、将来、ルールを踏みにじることになりかねない子どもが、100人のうち2人いるとすれば、それを1人に減らしたい。岩沼市では、担任に加えて小学校1年生に資格を持った指導助手を配置し、子どもたちに対応することにした。LDやADHDなどの児童に対する特別支援指導助手を配置した。授業が始まって間もなく、多動となり、担任はその指導に追われ、授業がほとんどできなくなる。その時、専門教師がその子に対応し、担任は残りの児童に授業を行う。一人の障害を持つ児童への配慮ではなく、すべての児童の教育を保証するための施策である。

知的障害の児童が小学校に入学することになった。算数などの教科はついていけないが、体育や総合学習などでは能力を発揮する。養護学校教師と障害児就学支援助手を置いて対応している。子どもたちは、地域の子どもたちと一緒に、同じ学校に通うのが当たり前のことである。障害を持った児童が学区外や他市まで通学することは、本来、異常なことである。

4．おわりに

本人も保護者も障害を受容することも大切である。周囲の理解も当然である。しかし、必要以上に区別することは発達に悪影響が生じかねない。およそ、我が国はレッテル行政である。障害と名付けなければ、予算も支援も出せないという面がある。対症療法ではなく、ベースには教育にあるとの考え方を進めたいものである。